

スイエスの『特権についての試論』

駿 河 昌 樹

- 1 はじめに
- 2 自由、社会、立法者
- 3 法
- 4 特権批判
- 5 名誉的特権
- 6 特権と報酬
- 7 終わりに

1 はじめに

「最もよく構成され、可能なかぎり幸福な社会」⁽¹⁾を想像してみよう、と、スイエス Emmanuel-Joseph Sieyès は言う。1788年11月出版の『特権についての試論 *Essai sur les privilèges*』の冒頭である。

彼によれば、こういう幸福な社会を根底から揺るがすには、一部の者たちに惜しみなく施し、他の者たちを落胆させればよい。一部の者たちと他の者たちの間に当然のように設けられるこうした差別、すなわち、一部の者たちにのみ与えられる特権の存在から醸成されていく社会的断層は、人間がわざわざ社会を構成するようになったもともとの目的を侵食し、多層的に複雑に織りなされてきた社会を根こそぎ破壊していくことになるという点で、最も効果的な装置となる。ある時点で発生し、しだいに複雑化し

て成長していった社会を自壊させ、自殺させていく“特権”という名のこの装置を、スイエスは「哀れな発明 *pauvre invention*」⁽²⁾と呼んでいる。

激しい特権批判の書で、社会におけるあらゆる特権の存在を否定する『特権についての試論』は、歴史的な政治状況の中で書かれた。特権身分である高等法院と、第三身分の側の愛国派 *patriotes* との対立が激化した際に、高等法院が特権擁護の姿勢を打ち出すという出来事があったが、スイエスはこれに抗議してこの書を書いている。

そういう意味では特定の時局に合わせた政治パンフレットといえるが、しかし、スイエスの特権批判は、個々人の存在意義や法や社会についてのスイエス的な概念から組み立てられた理論的なものであるため、革命前夜のフランスという限定された時空での批判のレベルを越え、普遍的な特権批判にまで達しているといえる。

スイエス的な諸概念、彼の抱く諸々の基本原則 *principes élémentaires*⁽³⁾ にもとづくと、さまざまな社会が容認しがちになる特権というものは、どのように批判され、否定されることになるか。本稿では、この点についてのスイエスの論理の流れを見直していくことにしたい。

2 自由、社会、立法者

スイエスにおいては、なによりもまず、個人の自由 *liberté* が最優先される。社会 *société* や立法者 *législateur* は自由の下位に置かれる概念で、個人の自由を守るためにのみ設置される装置である。まずはじめにあるもの、あるべきものが自由であり、社会や立法者はそれを支えるもの、保証するものでしかない。

個人はもともと完全な自由を保持していると思なされるが、そういう個人が社会をつくるのは、個人の自由を侵害するという意味での悪人たちの企てから自らや自らの自由を守るためであり、また、「彼らの精神的身体的能力を享受しつつ、より拡張された、よりエネルギー的な、より豊かな

な発展に従事する」⁽⁴⁾ためである。

そのために個人は、自分の持っている権利の一部を社会に委ねる。立法者は、それら個人たちの権利を守る仕事を担うことになる。立法者は個人の自由を制限する場合があるが、それは、その個人の行為が社会を損ない得ると見なされる場合である。

3 法

こうした前提に立って立法者は法を定めることになるが、スィエスによれば、法の目的は、「自由ないしは個人の所有が侵害されるのを防ぐ」⁽⁵⁾ことにある。

そもそも、あらゆるものに先んじて存在している個人の自由を守り、それを最高度に展開させるために個々人が集まり、結びつき、社会を構成し、立法者を置いたのだから、市民のそうした根源的自由を抑圧するような法は、「人が集まったり結びついたりするあらゆる場合の目的に反する」⁽⁶⁾ことになるので、「早急に廃止されなければならない」⁽⁷⁾。

スィエスの考えでは、法の中でも、「母なる法 *loi mère*」と呼ばれるべき法があり、それは「他者を害するな *ne fais point de tort à autrui*」という命令である。これこそ「偉大なる自然法 *grande loi naturelle*」であって、他のあらゆる法は、すべてここから派生していく。社会のよき秩序のために立法者が行なう細かな適用や、あらゆる実定法は、みな、ここから流れ出るものとされる。

他者に及ぼされる害悪を防ぎ得るものは皆よき法であり、また反対に、直接的にも間接的にも、この役に立たない法は悪しき法である、とスィエスは言う。というのも、他者へ及ぼされる害悪を防ぎ得ないということであれば、それらの法は自由を侵害するということになり、よき法に対立するものということになるからである。

また、法は、よき法であるかぎり、社会のメンバーの「全員に強制され

なければならない（全員を拘束しなければならない）」⁽⁸⁾とスイエスは書いているが、これは法というものの本質から見て当然のことと言えよう。そうでない場合、それは悪法であり、廃止されなければならない。全員に等しく適用されないそうした悪法を、スイエスは、「自由に対する侵害」あるいは「自由に対するテロ行為」とさえ言っている。

彼は、「自然は、けっして、無力な法や意味のない法を押し付けることはしない」⁽⁹⁾とも書いているが、法というものが法則として最高度に機能している状態として自然を考えれば、スイエスは、自然界を法概念の理想状態として思い描いているとも見てよいだろう。自然法則のように完全に平等に法が機能し、法の前にはごく小さな例外も生じることのない社会を、スイエスは理想としていると思われる。

バジル・ウィリーの『十八世紀の自然思想』⁽¹⁰⁾を見れば、スイエスの生きた18世紀は自然概念をめぐる多様な思想がヨーロッパ中で展開された時代であり、自然法則と社会の中の法とを同時に考察するスイエス流の思考法も、まったく特異でなどなく、むしろ、時代の潮流に棹さしたものとさえ言えそうである。

4 特権批判

上に見られるような、法について、また法の目的についての「基本原則 principes élémentaires」を用いるだけでも、もう「特権批判は可能」⁽¹¹⁾であるとスイエスは書いており、「法を免れることを目的とすると言いうる“特権”は、正当なものとしては成立し得ない」⁽¹²⁾と断定している。

彼は、さらに続けて、このように言う。

「何人にも、法で禁止されていない何かについての独占的排他的な権利を与えることはできない。市民たちから、彼らの自由の一部を奪うことになるからだ。法によって禁止されていないものはすべて、市民の自由の領域に属するものであり、すべての人々のものである。すべての人々のもの

について、独占的排他的な特権を誰かに与えるのは、その誰かのためにすべての人々を害することになる」。(13)

「法で禁止されていない何か」とは、個々人から権利を委ねられた立法者が、そうした権利に制限を加える必要がないと判断した対象であり、そうであるかぎり、社会のメンバーである個々人が自由に権利行使してよい対象のはずである。したがって、こういう対象については、もちろん、誰か一部の者に「独占的排他的な権利」が与えられてよいはずはない。

こういうことから、スィエスは、「あらゆる特権は、そのものの性質上、不正であり、おぞましく、あらゆる政治社会の至上の目的と矛盾する」(14)と言うに到る。

5 名誉的特権

スィエスの特権批判は、金銭的利益や物質的利益を伴わない名誉的特権 *privilèges honorifiques* にも及んでいく。

そればかりか、むしろ、そちらのほうがよりいっそうの悪徳であり、あらゆる悪徳の中でも最大のものとなし、彼は呼んでいる。

スィエスは、社会の動力となるのは金銭 *argent* と名誉 *honneur* だと述べているが(15)、名誉的特権はこのうちの名誉の領域に、すなわち、精神的領域において展開される問題である。この領域においても、独占的排他的な権利を誰かに与えることは、他の市民たちの大集団の価値を低めることになる、とスィエスは言う。社会を構成する重要な要素としての精神的領域でも、徹底した同質性が求められなければならないということだろう。

名誉的特権は、国家に対して過去に行われた大きな働きに与えられるものだが、スィエスはここで、「国家とは国民であり、すなわち、市民たちの総体でしかあり得ないもの」(16)と言い替えながら、このように言う。

「集団のために大きな貢献をしたメンバーには報酬を与えるがよい。し

かし、そのメンバーに対して集団を低めるような、筋の立たない狂気に陥るべきではない。市民たちの総体こそがいかなる時も最重要のものであり、奉仕されるべき側のものである。奉仕者のひとりがそういう市民たちの総体に奉仕したからというだけの理由で、総体は、その奉仕者の犠牲にされなければならないとでもいうのだろうか？」⁽¹⁷⁾

スイエスは、なによりもまず個人の自由を最優先し、個人の自由こそ最初に存在したものとしていて、社会や立法者を自由の下位概念に置いていたはずだが、そういう彼が「市民たちの総体がいかなる時も最重要のものであり、そのために奉仕されるべきものである」と言うのは、一見すると矛盾しているのではないかとも思われる。しかし、個々人は自らの自由を守るために集まり、社会を組織したのであるから、スイエスの思考においては、「市民たちの総体」とは自由そのものということになる。それが最も重要とされ、奉仕の対象されるのは当然ということになる。

6 特権と報酬

「集団のために大きな貢献をしたメンバーには報酬を与えるがよい。しかし、そのメンバーに対して集団を低めるような筋の立たない狂気に陥るべきではない」と言う時、スイエスは、報酬と特権を截然と区別している。

「なんということか、と人は言うかもしれない。国家に対してなされた働きをあなたは認めたくないのか?、と」⁽¹⁸⁾という、当然予想される反論に答えるかたちで、スイエスは自ら問題を「特権と報酬 les Privilèges&les récompenses」⁽¹⁹⁾として立て直し、国家に対して為される抜きん出た働きの扱い方についての見解を披露していくが、まさにここにおいて、『特権についての試論』における最も注目されるべき思考が展開されることになる。

報酬というものについて彼が抱いている原理は、国家からの報酬は不正

なものであってはならず、品位を下げるようなものであってはならない、ということと、他者を犠牲にしつつ誰かに報酬を与えるようなことをしてはならない、というものである。

スィエスはまず、国家に対してそのメンバーたる一個人が一般的な働きをする場合、どのように報いることになっているかを確認する。そういう場合には、通常の給与形態や形式の定められた特別手当によって支払いが為されることになっている、と言う。

それでは、国家に対して格別に重要な働きや華々しい働きが為された場合はどうか？

そういう時には、報酬を与えるべきその人物の才能にあわせて、官位や階級をすぐに昇進させたり、特別の職に就かせたりすればよい、と彼は言う。老齢であったり、怪我をしていたりするような特別の場合には年金などを支給する手段も考えられるが、それはごく限られた数に抑えるべきであり、他にはいかなる方法もかわりに採用されてはならない、と言う。

このような報酬を与えるだけでは足りないのではないか、もっとはつきりした差異づけをするような何かが必要なのではないか、という反論をスィエスは予想するものの、「敬意のこもった然るべき認識と公衆からの尊敬」⁽²⁰⁾だけを示すのがふさわしい、と彼は言っている。社会や国家に大いなる奉仕を行った人物の真の高貴さや他者との差異は、祖国や人類に対して彼が行った奉仕そのものの中にある、というのがスィエスの考えるところなのである。

「公衆は、尊敬の念を、彼らの思うがままに、自由に表明することであろう。彼らをそのままにしておくがよい。あなたがたの哲学的な見解において、この尊敬の念を、その効力の強さから、精神的な貨幣のようなものとして見なすのは正しい。しかし、君主がその配分を我がものとするのをあなたがたが望むとすれば、あなたがたは間違った考えに迷い込むことになる。それは公衆の財産なのであり、彼らの最後の所有物なのである。あなたがたよりもさらに哲学者たる自然は、民衆の感謝の念にのみ、尊敬の

感情を結びつけたのだ。祖国が存在するのは、まさにここであり、ここだけなのである」。(21)

偉大な人物たちによって民衆のために為された奉仕は、民衆からこの人物たちに贈られる敬意によってのみ報いられるべきだ、とスイエスは語っている。それこそがふさわしい報酬なのであって、ここに宮廷が介入して、報酬のあり方に特別な制度的形式を与えてはならない。そのようなことをすれば、本来、純粋で真正で美德に満ちたものであった自然な敬意の発露自体が損なわれてしまうことになる、というのである。

7 終わりに

特権を廃した社会の青写真をスイエスが構想する際、最も核心的な部分で、純粋さや美德などの概念が持ち出されてくることになるのは、時代の思潮を反映したものであろうし、ルソー以来の社会構想論の流れに乗っているためでもあろうし、僧侶階級に属するスイエスの思考が抱えている根本的な神学性から来るものでもあるかもしれない。スイエスの思考は、社会のメンバーに厳しい素朴さと内面のコントロールを要求してくることになるが、そういうことも、自由と平等を最大限に実現させる社会をプランニングしていこうとする場合の当然の帰結と考えて、スイエスには向かい直す必要があるのだろう。スイエスが社会のメンバー個々人に要求してくる内面的な態度は、フーコーが18世紀末に現われたと語る《自己のテクノロジー》の問題にも、おそらく関係しているはずである。(22)

もともと完全に自由な個人たちが、自らの自由のよりいっそうの謳歌のために集団を形成していくところから社会構築論を始めるスイエスの論は、一見すると机上の空論の類にも見えるが、今回見た『特権についての試論』や、この二か月後に発表されることになった『第三身分とは何か Qu'est-ce que le Tiers état?』などの論考が、18世紀フランスの特権階級を現実に排除する契機となった強い動力となり得たことを思えば、机上の

空論でなどない現実的な破壊力が彼の思考法にはある、と見たほうがよいだろう。現代において、あらためて、さらにいっそうの再考がなされるべき理論家のひとりと見なす所以である。

注

- (1) Emmanuel-Joseph Sieyès, *Essai sur les privilèges et autres textes*, Introduction et édition critique de Pierre-Zves Quiviger, Dalloz, 2007., p. 21.
- (2) Ibid. p. 21.
- (3) Ibid., p. 23.
- (4) Ibid., p. 23.
- (5) Ibid., p. 22.
- (6) Ibid., p. 22.
- (7) Ibid., p. 22.
- (8) Ibid., p. 23.
- (9) Ibid., p. 36.
- (10) Basil Willey, *The Eighteenth Century background*, Chatto and Windus, London, 1940. (邦訳：バジル・ウィリー『十八世紀の自然思想』、三田博雄・松本啓・森松健介訳、みすず書房、1975)。
- (11) Ibid., p. 23.
- (12) Ibid., p. 23.
- (13) Ibid., p. 24.
- (14) Ibid., p. 24.
- (15) Ibid., p. 41.
- (16) Ibid., p. 25.
- (17) Ibid., p. 25.
- (18) Ibid., p. 25.
- (19) Ibid., p. 25.
- (20) Ibid., p. 26.
- (21) Ibid., p. 26.
- (22) ミシェル・フーコーほか『自己のテクノロジー フーコー・セミナーの記録』(田村俣・雲和子訳、岩波現代文庫、2004年)、P. 236。原著は、*Technologies of the Self—A seminar With Michel Foucault*, Edited by H. Martin, Huck Gutman and Patrick H. Hutton, University of Massachusetts Press, 1988.

